



# 昭島市男女共同参画プラン

【昭島市男女共同参画推進計画（第4期）】

昭島市女性活躍推進計画  
昭島市配偶者暴力対策基本計画

令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

概要版

昭島市



## 計画策定の趣旨

本市では、「昭島市男女共同参画プラン（第3期）」（計画期間：平成23～令和2年度）に基づき、性別や世代を超え、一人ひとりがいきいきと輝く男女共同参画社会の実現を目指して、さまざまな取組を進めてきました。また、令和2年3月には男女共同参画施策推進の拠点施設として「男女共同参画センター」を開設し、事業を開始しています。

本計画は、男女共同参画を取り巻く社会環境の変化や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定などを踏まえ、それに対応するとともに、これまでの取組をさらに前進させることを目的に、「昭島市女性活躍推進計画」「昭島市配偶者暴力対策基本計画」を包含する、新たな「昭島市男女共同参画推進プラン（第4期）」として策定するものです。

## 計画の位置づけ

本計画は、昭島市総合基本計画に定める施策の分野別計画です。

本計画には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に定められた市町村推進計画が含まれています。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に定められた市町村基本計画も含まれています。

### 男女共同参画に関連する根拠法令

男女共同参画社会基本法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律



昭島市総合基本計画

【国】  
男女共同参画計画

【東京都】  
男女平等参画基本条例  
男女平等参画推進総合計画

～一人ひとりが輝くために～  
昭島市男女共同参画プラン

昭島市  
女性活躍推進計画

昭島市  
配偶者暴力対策  
基本計画

関連する市の分野別計画

## 計画期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間です。



## 基本目標

# I

## 多様性を認め合い、すべての人が尊厳をもって暮らすことができる意識づくり

男性・女性という性別を超えて、すべての人が互いにその人権を尊重し、また、子ども、高齢者、障害者や外国人など、すべての人がその違いを受け入れて対等な関係を築きながら、誰にとっても暮らしやすい調和のとれた地域づくりを推進していくことが求められています。

そのためには、固定的性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアスと呼ばれる無意識の思い込みや従来の慣行等を見直し、性差に関する偏見の解消に取り組む必要があります。市民生活のあらゆる場面においてダイバーシティ（多様性）が尊重され、インクルージョン（包摂）が推進されるよう意識啓発や情報提供を行います。

### 施策の方向1 男女共同参画に関する理解の促進と意識の醸成 ★重点施策

- ① 男女共同参画に関する理解の促進に向けた情報提供・啓発の推進
- ② SDGs\*等国際的視点の反映と多文化共生の推進
- ③ 関係法令・制度に関する情報提供及び制度・慣行の見直しに向けた啓発・情報提供
- ④ 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進

### 施策の方向2 人権・男女平等に関する教育・啓発

- ① 学校教育における人権・男女平等啓発
- ② 家庭・地域等における人権・男女平等啓発

### 施策の方向3 多様性への理解の促進 NEW

- ① 多様性を認め合う意識づくり
- ② 性の多様性に関する啓発及び性的マイノリティ\*への支援の充実

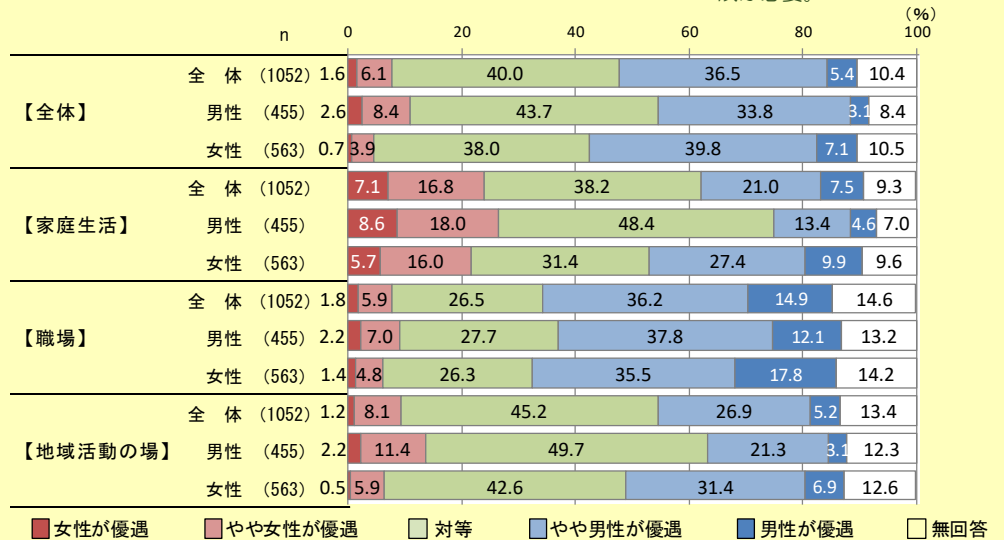
\*SDGs (Sustainable Development Goals) とは、国連総会で採択された経済・社会・環境の3つの側面から、これらの相互関連性を意識して取組を推進する持続可能な開発目標。

\*性的マイノリティとは、出生時に判定された身体の性別と自分が認識しているところの性別（性自認）が一致していない人や、恋愛・性愛対象の性別（性的志向）が異性以外にある人。一人ひとりの性の在り方を認め合える社会の形成が必要。

### 男女の待遇や立場について

全体及び各分野における男女の待遇や立場について「対等になっていると感じる」人の割合は、依然として高いとはいえません。

すべての項目において、女性が「対等になっていると感じる」割合は、男性が「対等になっていると感じる」割合より低くなっています。



資料：令和元（2019）年「昭島市市民意識調査」

### 目標指標

◆「男性も家事・育児を行うことは当然である」というイメージを持つ市民 **59.1 %** (都の参考値) ⇒ **70 %** (10年後)

◆SDGsの認知度 **6.8 %** (現状値) ⇒ **50 %** (10年後)

◆「【全体】として男女の待遇や立場が対等になっていると感じる」人の割合  
**【女性】38.0 %** (現状値) ⇒ **43 %** (10年後)  
**【男性】43.7 %** (現状値) ⇒ **48 %** (10年後)

◆LGBT\*の認知度 **57.6 %** (現状値) ⇒ **70 %** (10年後)

\*LGBTとは、L：レズビアン（女性の同性愛者）、G：ゲイ（男性の同性愛者）、B：バイセクシャル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない人）のこと。

\*目標指標の現状値の数値は、令和元年度実績又は令和2年4月1日時点のものです。

## 基本目標

# Ⅱ

## 女性活躍とワーク・ライフ・バランス\* (仕事と生活の調和) の推進

NEW

### 【昭島市女性活躍推進計画】

人口減少・超高齢社会に直面するなか、人々のライフ・スタイルや価値観が多様な時代において、性別や年齢を問わず、その個性と能力を發揮していきいきと充実した生活を送ることのできる社会が求められています。

従来のライフ・スタイルとして家事や育児を担ってきた女性たちが多くなかで、女性が職場や地域などあらゆる分野で活躍することは、持続可能な社会の実現につながります。また、社会全体における男女共同参画の推進のためには、男女がともにワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現する仕組みづくりが必要です。

そのためには、女性のキャリア支援、各界における積極的な女性の登用などポジティブ・アクション\*の推進等が必要であり、社会全体で働き方改革を推進するとともに、保育・介護サービスを充実させることによって家庭における負担を軽減し、男性の家事・育児への参画をさらに促進させることが求められています。

#### 施策の方向4 あらゆる分野における女性活躍の推進 ★重点施策

- ① 女性の活躍推進に向けたポジティブ・アクションの普及啓発
- ② 女性のキャリア形成に向けた支援
- ③ 市職場内及び市主催事業、審議会等における女性参画の推進
- ④ 地域における女性リーダーの育成

#### 施策の方向5 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの実現

- ① ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方の推進
- ② 事業所におけるワーク・ライフ・バランスについての意識啓発

#### 施策の方向6 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの実現

- ① 子育て支援サービスの推進
- ② 介護支援サービスの推進
- ③ 男性の家事・育児・介護等の参画の環境整備

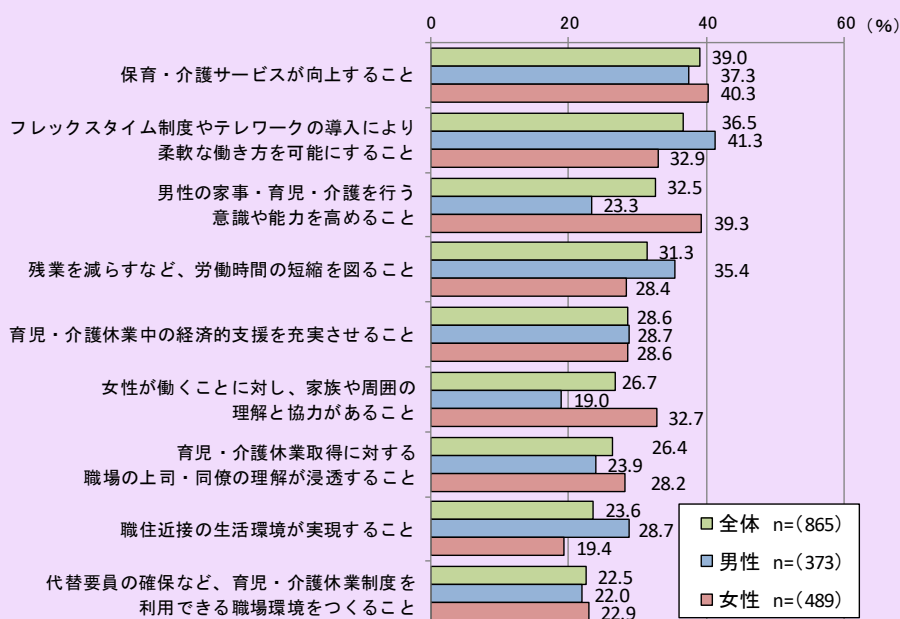
\*ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活の調和を自ら希望するバランスでとること。

\*ポジティブ・アクションとは、男女の不平等を是正するため、女性があまり進出していない分野で一時的に女性の優先枠を設けるなどして、男女の実質的な機会の均等を確保すべきであるという考え方。

### ■ワーク・ライフ・バランスにおいて重要なこと■

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、**保育・介護サービスの向上、柔軟な働き方が可能であることが重要とされています。**

女性の意見としては、**男性の家事・育児・介護への意識や能力の向上、女性が働くことの理解や協力の重要度が高くなっています。**



資料：令和元(2019)年「昭島市男女共同参画市民意識調査」

### ■目標指標■

#### ◆市職員女性管理職の割合

18.3%(現状値) ⇒ 30%(10年後)

#### ◆委員会・審議会等における女性委員の割合

30.1%(現状値) ⇒ 40%(10年後)

#### ◆「【職場】における男女の待遇や立場が対等になっていると感じる」人の割合

【女性】26.3%(現状値) ⇒ 30%(10年後)

【男性】27.7%(現状値) ⇒ 30%(10年後)

#### ◆市職員における男性の育児休業の取得率

31.3%(現状値) ⇒ 40%(10年後)

#### ◆保育所の待機児童数

12人(現状値) ⇒ 解消を目指す(10年後)

#### ◆学童クラブの利用を希望するが利用できない児童数

15人(現状値) ⇒ 解消を目指す(10年後)

III

あらゆる暴力の根絶と被害者支援

【昭島市配偶者暴力対策基本計画】

暴力は、その対象の性別や被害者・加害者の間柄を問わず決して許されるものではなく、なかでも、配偶者等による暴力、性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント\*等は、長期にわたる心身の不調を招くなど深刻な被害となりうるものであり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

男女共同参画社会の実現を阻み、深刻な人権侵害であるこれらの加害行為を未然に防止するためには、若年層から幅広い年代に向けて暴力根絶の普及・啓発が必要であり、早期発見につながる総合的な取組が必要です。

特に配偶者等による暴力は、その特性から、被害者が暴力から逃れ、将来に向けての安全・安心な生活の確保までの支援が必要となります。被害者に寄り添い、その意思を尊重しながら、相談、保護、自立までの支援を切れ目なく着実に行うためには、各関係機関の連携を緊密に行いながら進める総合的な支援の充実と体制整備が必要です。

施策の方向7 配偶者等からの暴力（DV\*）の防止及び被害者支援の充実

★重点施策

- ① 暴力の未然防止・早期発見
- ② 若年層への意識啓発と教育の推進
- ③ 配偶者等からの暴力などによる被害者の安全確保と自立支援
- ④ 被害者の安全確保のための関係機関の連携

施策の方向8 あらゆる暴力に対する相談支援・関係機関の連携・防止啓発の推進

- ① 性犯罪及びストーカー被害等の暴力防止の啓発・相談支援
- ② ハラスメント防止のための啓発・相談支援

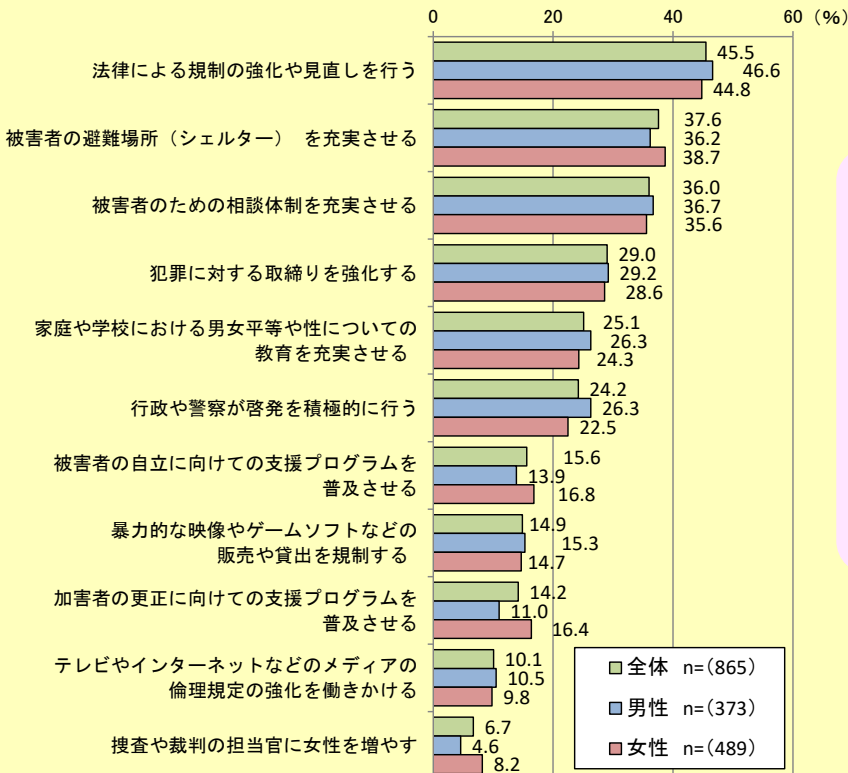
\*セクシュアル・ハラスメントとは、望まない性的言動を受けたり、それらへの拒否や抵抗によって働く上での不利益を被ったりすること。また、性的言動により就業環境が妨げられること。

■DVなどの暴力の防止及び被害者支援に必要な対策■

DV対策として法律による規制の強化や見直し、シェルター\*の充実が必要とされており、市の対策として被害者のための相談体制の充実、家庭や学校における男女平等や性についての教育の充実が求められています。

\*DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。身体的暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力も含まれる。

\*シェルターとは、DVなどの暴力から逃れ、駆け込んでくる女性と子どもたちのための安全な緊急避難場所として一時的に提供される場。



資料：令和元（2019）年「昭島市男女共同参画市民意識調査」

■目標指標■

◆配偶者から暴力を受けたことがある人の中で「相談した」ことがある人の割合

【女性】23.8%（現状値）⇒ 30%（10年後）

【男性】7.6%（現状値）⇒ 15%（10年後）

◆市職員向け DV 被害者対応研修の参加者数

0人（現状値）⇒ 300人（10年間で）



## 基本目標

# Ⅳ

## すべての人が安全・安心に暮らせるまちづくり

人生 100 年時代を見据え、健康寿命の更なる延伸が見込まれる時代を安心して暮らしていくためには、生涯にわたる健康の実現と生活上の困窮を解決する社会環境の整備が必要であり、地域のつながりを促進していくことが重要です。

身体的な男女差に配慮し、思春期、出産期、更年期、高齢期などその時々のライフステージに応じた心身の健康づくりを包括的に推進します。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の理解を促進し、学齢に応じた性教育を充実させるなど、一人ひとりがいのちを大切に学ぶを推進します。

また、高齢者、障害者、ひとり親家庭等に起こりやすい生活困窮への支援など、一人ひとりの多様性を尊重しながら推進し、経済的自立や自己実現を目指せるよう、すべての人が安全・安心に暮らせるまちづくりを進めていきます。

社会全体の持続可能な発展のためには、防災・都市計画・環境分野等におけるまちづくりは重要であり、これらの分野における男女共同参画を推進することは喫緊の課題です。

### 施策の方向 9 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 ★重点施策

- ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）\*についての理解の促進
- ② 年代や性差に応じた健康づくりの支援
- ③ こころの健康に関する支援

### 施策の方向 10 配慮を必要とする人に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

- ① 高齢・障害等により配慮を必要とする人に対する相談支援
- ② ひとり親家庭等への支援の充実

NEW

### 施策の方向 11 防災・環境分野等のまちづくりにおける多様な視点の反映

- ① 防災・復興体制のまちづくりにおける女性参画の推進
- ② 地域防災活動等における男女共同参画の推進
- ③ 都市計画・環境分野における男女共同参画の推進

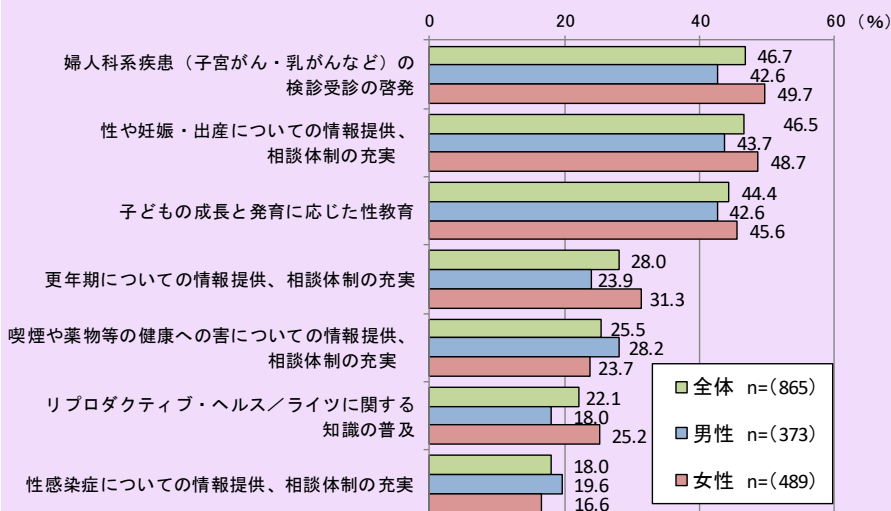
### 施策の方向 12 地域活動における男女共同参画の推進

- ① 地域団体・社会団体等への活動支援
- ② 地域活動等への男性の参画の推進

\*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）とは、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きる権利。

### ■女性の生涯を通じた健康で大切だと思うこと■

女性の生涯を通じた健康で大切なこととして、**子宮がんや乳がんなどの婦人科系疾患の検診受診の啓発、性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実、子どもの成長や発育に応じた性教育**が求められています。



資料：令和元（2019）年「昭島市男女共同参画市民意識調査」

### ■目標指標■

#### ◆乳がん検診受診率

【女性】14%（現状値）⇒ 30%（10年後）

#### ◆子宮頸がん検診受診率

【女性】10.7%（現状値）⇒ 20%（10年後）

#### ◆前立腺がん検診受診率

【男性】13.2%（現状値）⇒ 20%（10年後）

#### ◆特定検診（国保）受診率

51.7%（現状値）⇒ 65%（10年後）

#### ◆生活困窮者自立相談支援の新規相談件数における支援プラン作成率

57.4%（現状値）⇒ 50%以上維持（10年後）

#### ◆いきいき高齢者健康ポイント参加者数

418人（現状値）⇒ 500人（10年後）

#### ◆避難所運営委員における女性の割合

24%（現状値）⇒ 30%（10年後）

#### ◆「【地域活動の場】における男女の待遇や立場が対等になっていると感じる」人の割合

【女性】42.6%（現状値）⇒ 50%（10年後）

【男性】49.7%（現状値）⇒ 60%（10年後）



# 基本理念：性別や世代を超えて、一人ひとりがいきいきと輝く 男女共同参画社会の実現



本計画は、すべての個人が互いに人権を尊重し合い、自らの意思に基づき、あらゆる分野の活動に対等な立場で参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の形成を目指して策定するものです。そのために、以下の4つの視点で計画を策定します。

性別などを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、人権が尊重され、すべての人が尊厳をもって生きることができる社会を目指します。

また、人権を阻害するあらゆる暴力の根絶を目指します。

## 人権の尊重

あらゆる分野の活動において、男女が共に参画し責任を分かち合い、男女が共にいきいきと主体的に活躍する社会の実現を目指すとともに新しい分野への進出や挑戦を後押しします。

## あらゆる分野における男女共同参画の推進

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や

「男らしさ、女らしさ」といった社会的・文化的に形成された価値観から解放され、自らの意思に基づいて個性と能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる社会を目指します。

## 柔軟で多様な生き方に向けての意識の醸成

すべての人が安心していきいきと暮らせる社会的包摂\*の推進

多様性を尊重し、異なる価値観や能力を活かし合い、すべての人が安全・安心を享受して、いきいきと暮らすためには、多様な属性の人々が尊重され、孤独や孤立から援護する仕組みが重要であり、その社会的包摂の視点を取り込みます。

「人生 100 年」といわれる時代において、安心の基盤となる生涯にわたる健康の実現に加え、学び続け、活躍し続けられる環境の整備、男女が共に充実した家庭・地域・職業生活を営むことを可能にする環境整備が大変重要であり、その実現が多様な富んだ豊かな社会につながります。そこで平成 15（2003）年1月1日に行われた「男女共同参画都市宣言」に基づき、「一人ひとりがいきいきと輝くまち あきしま」を目指します。

\*社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）とは、社会的排除と対立する概念であり、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

## 昭島市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、水と緑に恵まれた昭島を引き継ぎ、性別や世代を超え、一人ひとりがいきいきと輝くまちをめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

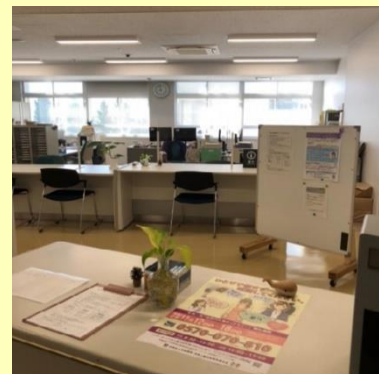
わたしたちは

- 1 男女がお互いを認め合い 一人ひとりが尊重されるまちをめざします
- 1 一人ひとりが自立し 男女が平等なまちをめざします
- 1 一人ひとりが個性と能力を発揮し さまざまな分野に男女がともに参画するまちをめざします
- 1 職場・学校・地域・家庭をはじめ社会のあらゆる領域で男女がともに責任を担うまちをめざします
- 1 国際社会の一員として地球環境を守り 男女がともに支え合う平和なまちをめざします

平成 15 年 1 月 1 日 昭島市

# 昭島市男女共同参画センター

昭島市では、性別や世代を超え、一人ひとりがいきいきと輝く男女共同参画社会を目指し、さまざまな取組を進めています。令和2年3月にオープンした男女共同参画センターでは、男女共同参画社会を実現するための拠点としての機能を持ち、さまざまな事業を行っています。



## 普及啓発・情報提供

男女共同参画の推進を目的に、講演会やセミナー等のイベントの実施や、広報・情報誌「Hi,あきしま」の発行、ホームページ等を通じて啓発、情報発信を行っています。また、センター内には男女共同参画関連の図書・刊行物もあり、閲覧できます。



男女共同参画情報誌

## 市民の活動・交流の場

男女共同参画の推進を目的とした話し合い・情報交換等のために、市民の皆さんにご利用いただける活動・交流スペースがあります。



団体で利用する場合は、登録が必要ですのでお申し出ください。キッズスペースもありますので、お子さん連れの会議も可能です。

## 相談支援事業

【悩みごと相談】(1回50分/予約制) 夫婦や親子の問題、DV(ドメスティックバイオレンス)やハラスメント、生き方、人間関係など、暮らしの中で抱えるさまざまな悩みについて、女性相談員が対応します。相談内容によっては関係機関の紹介もします。お気軽にご利用ください。

◆相談室開設時間◆ 平日 午前9時から午後5時

【女性・男性のためのカウンセリング】(1回50分/予約制) 心のお悩みにカウンセラーが対応します。

☆女性相談 毎週水曜日 午後1時から4時(予約制)

☆男性電話相談 毎月第3、4水曜日 午後4時30分~7時30分

≪予約受付時間≫ 平日 午前8時30分から午後5時15分 電話 042-544-5130

## ◆利用案内◆ 昭島市男女共同参画センター

〒196-0012 昭島市つつじが丘3-3-15

アキシマエンス校舎棟2階

電話 042-519-2277 FAX 042-519-2803

開館時間 午前8時30分~午後5時15分

休館日 土、日、祝日、年末年始

